

## 領主の財政に関する一資料

三木, 俊秋  
九州大学九州文化史研究所

<https://doi.org/10.15017/7174348>

---

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 6, pp.43-58, 1958-02-20. KYUSHU BUNKWASHI KENKYUSHO, KYUSHU UNIVERSITY

バージョン :

権利関係 :

# 領主の財政に関する一資料

三 木 俊 秋

## 序

近世幕藩体制下生産物地代に基礎を置いた封建領主の財政の大小、ひいては領主そのものの大小を決定した石高が、実際にどの様な形で領主に集められ、又それがどんな風にして如何なることにどの位使用されたかと云う一連の収支關係を、具体的に(眼の前に)数字を以て示すことは、決して無意味なことではないと思う。かつて筆者は「史淵」第四十九輯に於て「佐嘉藩多久領地米制度の概観」と題して多久家領の場合について、地米(租米)が領主に集められる状況を詳しく述べたが、今回はその使途を明らかにした資料を示したいと思う。

然し突然資料を出しても理解しにくいと思うので一応前論文の概略を簡単に繰返しておく。委しくは前論文を参照され度い。

佐嘉藩内の支藩私領に対する知行地及知行高の分給状態は歴史学研究一九八号に於て藤野保氏が「佐智藩における知行地の存在形態」の第二表及第二図に掲げておられるので参照せられたい。

多久家の場合その全領内の田畠は次表に掲げる如く、多久家の蔵入方・巡見方・地改方・配分方・小物成方等(今仮にこれを役所と呼んでおく)に分れて所屬している。同一村内に於ても矢張り夫々の役所に分れて所屬

している。そして土地の等級によつて壹反について取立てるべき地米の基準を書いた「段附帳」があり、これに基づいて各役所毎に土地の面積、耕作者及その地米の高を記載した村別の田畠帳を持つてゐる。今役所別に所屬田畑の面積及上るべき地米の石高を表示すると次の通りである。

(第一表)

地米石高比較表

	所屬田畠畝数	地米石高	資料年代
蔵入方	九九九、六三・〇二八六三〇二、〇三六九三		弘化三年
巡見方	一二四、一八・一四四	二一五、七〇九九六	弘化三年
地改方	四七、〇三・〇八四	一四一、八二四二八	弘化三年
配分方(寺社領倉)	六二五、二九・一六一三六八八、四六三三七		弘化三年
小物成方(山成倉)		一〇三二、〇九三九六	嘉永元年

但し配分方の地米は本来は土地配分を受けた家臣の手に入るべきものである。然し第二章で後述する様に毎年領主への出来を強制されている。

なお佐嘉藩多久領の場合「地米」なるもののは土地の生産高のうち藩の取分である三分の二を表現していることは、前掲拙論第一章に掲げた安永八年「諸御手頭」中の「検見手頭」の次の資料によつて判る。

(上略) 縁者知者たりとも私を相離專御爲を奉存下下及迷惑候儀等無之様随分念を入三部武御上納三分壹百姓取納前と御定之通少も片落之儀無之様上下憲法に支配可然候事

この他に神領方・武具方・小路方等があるが、これは領主の財政に重きをなさない微々たるもので省略した。以上の様に算定された地米は收納予定の地米であつて、実收の地米はその年の豊凶によつて異つて来るのは当然である。毎年六月に算定される春落米、十二月に算定される秋落米とゆう免除米の高によつて年々実收地米が変化する。かくして集められた実收地米の正確な数字の内訳は前掲論文の九二頁・九九頁の表を参照されたい。

ではこの様にして領主に收納された地米は、如何なることにどの位の割合で使用されたものであろうか、これを知るに最も良い資料は「文政貳年三ヶ御勝手方御仕組帳」であろう。この帳面が如何なるものであるかを述べるに先立つて、先ずこの帳面が出来ねばならなかつた社会的な背景を、佐嘉本藩がその二丸請役所を通じて支藩私領に対して出した触書に現われた面からのべておこう。

## (一)

徳川幕府が政權掌握後、諸大名を財政上からも無力化させようとした参勤交替制や諸種の土木工事賦課等の一連の政策は相当な効果をもたらした(本庄栄治郎氏「近世封建社会の研究」財政の窮乏)、元禄前後の諸産業の発展は、土地生産物の一定部分である貢租の総生産物中における比重を減少せしめて領主財政を窮乏に導き(大阪大学経済学)安岡重明氏「商業政策をめぐる幕藩対立試論」)加うるに一部特権商人の米価の変動を利用しての利潤の搾取・大名貸等高利貸の商業資本の圧迫によつて、どの藩に於ても諸大名

の勝手向の財政は益々窮地に迫込まれて行くのである。

多久領で前述の「御勝手方御仕組帳」が作られる以前の佐嘉藩の財政困窮の状況は、文化七年八月に本藩の二丸請役所が藩内の支藩私領に出した次の触書(「佐嘉諸達並触達四」九州文化史研究所写本、以下本書を「資料一」と略す)によつて察することが出来る。即ち

御相統向累年極々被御差支候付毎度御仕与をも有之候得共一体之義年々之御取箇丈ニ而御違合不被相叶過分之御不足相立其上打統臨事之大御物入而已致出来之処方為被及御大借義ニ而更ニ御運之道不相付既ニ当五月節前々益前金銀配之道必止与相絶非常之作略を以一果は押被御相統候

とのべており、この頃既に財政窮乏を阻止するため何度も御仕組を立てて米たが効果がなかつたことが知られる。所が佐嘉藩では藩主鍋島勝茂の治政中の寛永十九年三月以来幕府から黒田藩と共に長崎港外の警備の責任を負わされるのが慣例となつていた(寛政重修諸家譜第五輯鍋島家系図)ためにそれに費す経費も莫大であつた。而も文化五年に英国軍艦フェートン号が佐嘉藩の警固を無視し長崎港へ無断侵入したため長崎奉行松平康平佐嘉藩番所の千葉胤明浦原好吉が切腹した事件があつた。(鍋島直正公一代記)そのためこの文化七年頃には長崎表の新規御台場を数ヶ所築き、根小屋師御乗藏を新規に立て、数十挺の御石火矢新製の上備えその打手其他多人数出役を命じたため「御手配筋格別相嵩莫大の御入用相成其外諸筋一統別而差尖」つて来て「向之御入用只今々相見候分も是又大捻之御時目ニ而段々御手を取尽し来候得者何分取計之道無之」とのべている。そして遂に安永七、八年に一度取立てたことのある人別銀をもう一度領内に賦課している。この時の人別銀取立の要領は次の通りである。(資料二)

## (上略)

一、銀員數之義壹人前壹ヶ年ニ定銀四匁宛被相懸銀取立之義三月九日年兩度取立

被仰付義候

一、当年之義半途之義ニ付壹人前定銀三匁宛被相懸銀取立之義当十月一日ニ取立被仰付儀候

(中略)

一、人別銀之儀一ヶ年前定銀四匁位之義候得共間ニ者別而極難者家内數人罷在実ニ致難渋候者も有之取立届兼候義も可有之哉ニ候得共此節人別之義ニ而一統被相懸儀ニ付而者成丈其頭々々教諭を加取立無洩様之事

と予定額確保のため取立は極めて強引であり、この他納入不能の困窮者の分は他人が代つて納める様責任を負わせている。

これまで藩では財政の窮乏を食止めるため「無借の桶」<sup>メ</sup>と称して年々上つてくる御取箇だけで藩政を賄つて行く計画を文化元、二、五年と何度も立てて来たけれども、長崎表の御手配とか臨時の支出が打重るために年々不足を来して、翌文化八年八月にはすでに銀二千貫余の借銀高となつてゐる。これに驚いた藩では一層取締を嚴重にして諸役所の諸経費節減を行うよう通達している。(資料一)

又本藩二丸請役所から小城藩の西丸へ通達した文化八年十一月十五日の触書(資料一)によると、藩財政莫大の赤字となり、上々様御手廻を始諸回格外の御取締を命ぜられたので、諸遺料其外減略を行い差分米諸出入扶持米等格外に省略せねばならなくなつたといひ御馳走米の部増や役々の助力米、切米、扶持米の部引の仕方を小城藩の場合について、細かく具体的な数字を以て指示している。従つて他の支藩私領に対しても、その領内の財政に即した数字を以て指令が出されているに相違ないのである。更に諸経費節減の目は藩主領主の外出の仕方にまで向けられ、翌九年七月四日の触書によると、従来藩主の平素の社寺参詣や遊行の際には諸方郷々道留を行つて来たが今後は御先払だけですますから無礼のないようにせよと、道留

領主の財政に関する一資料

の冗費節約をはかつてゐる程である。(資料二)

この様に藩では人別銀を取立てて見たり、諸役所の経費の節減をはかつたり其外いろいろと手を尽してこれまでどうかやつて来たけれども「到当今候而者猶又必止与被御指迫最早術計無之」状態となつた。そこで文化九年春藩の重役が集つて協議を重ね、借銀が一通りは形付く様「諸向半減之御仕組」とゆうのを立て、諸役所の経費半減を實行しようとするかかつたが、「無拠故障之儀而已達出最前之積通届兼」る有様で、「諸般嚴敷加作略或役人減少或御馳走米部増又者御借銀筋借居借起躰其外」いろいろ手を打つてみたのであつたが、赤字の銀高が嵩む一方で「殊江戸大阪其外之銀配最早御借塞之末」であるので此の上借増しすることも出来なかつた。家中の家来達に対しては「年来困窮之上毎々献金其外大御馳走米等を差上」させており、又市中郷村に対しても「人別調達等被御手を尽」ていてすべの者が難渋しているので、「今更何を以右御不足之御満口ニ可被相補様無之御危急此時ニ差迫何等之御不興出来可致哉難斗」いところまで来てしまつたのである。そこでこの上は風俗を取締り質素儉約を嚴重に行う外ないと、この年十一月十六日には十四ヶ条にわたつて詳細に節儉を命じてゐる。その項目のみを挙げる

- 一、上々様方御取交御贈答且御祝事
- 一、年始歳暮御式正方御祭礼其外祝事
- 一、参勤方長崎御越行列御番所御巡見御船御行旅
- 一、御衣裳納戸御台所仕遺料
- 一、御能御興行
- 一、御褒美家習跡式養子縁組等祝事
- 一、仏事葬式
- 一、鏡祝
- 一、祭礼祝

四五

一、平日酒食之参会

一、賄賂、歳暮、年始、暑、寒、其外音物贈答

一、衣裳之制

一、家作譜請

となつており各条とも詳細にその実行方法をのべている。(以上何れも資料一)更に翌十二月には「仮令庭前之木実たり共一切贈答有之間敷」と重ねて一層嚴重に贈答廃止を命令しているのである。(「諸達帳七」九州文化史研究所写本以下本書を「資料二」と略す)この様に藩財政の困窮を救うために藩自身は勿論一般郷村の風俗の矯正にまで相当に嚴重な態度を以て臨んだのであつた。然しこの様な藩からの節儉令にもかかわらず、文化十一年九月の触書(資料二)を見ると小城藩内に於ては「免角算美之宿習不相除緩之儀も有之哉ニ相聞以之外不宜」と述べているところを見ると果して郷村にどの程度まで徹底したのか分らない。そして更に「就中当年柄米穀甚扨底有之御隣領(多久領のこと)連も同様之凶作之由相聞候得者明春夏ニ至米価高値は勿論売買之米穀必止与相絶及飢命候通成行哉も難斗」といつて祭礼・酒食・寄合等決して一切費がましいことはやめ成丈食物の助となる品を貯えておくよう命じているのである。そしてその翌月十月には大凶作のため藩では糧の実権の実を拾集させ代官所を通して買上げることまで行い、又「寺社其外諸勸進江之施一切差出申間敷」と寺社への施物等の禁止、更に酒造についても規定石数以上の過分醸造の禁止を命じているのである。(資料二)

又この年十二月には領内郷村に桑を持つてゐるものに対して、桑の葉は残らず買上げるから他領の者へは絶対に売渡さぬように命じている(資料二)。矢張り同じ十二月には

御当難眼前差候ニ付而ハ近年一際之御救御増石等連茂致出来間敷然者諸家様御家中ニモ近来色々内製之産物等江戸上方江も売出し相統之營々相整候処も多有之趣勿論此御方御家中も年来細工等にて艱難被相凌来儀ニ者候得共何そ一統産業ニ相成候品も無之ところ格別之助益も不致出来依之此節貴様方江被仰付候御趣意を譬者蚕飼之糸綿等ニ相成ヌ儀者男女一統出来候矣ニ而利益も相応ニ有之物之由就而者是等を始其外不依何々御家中一統相當一廉之助力ニ相成候内製之手業猶又いづれも勘考申合せ之儀立入御心配有之候様夫々ニ付而者元手等過分之義者不被相叶候共何分致者

上も御手副可有之尤当時金銀扨底ニ付而ハ乞咎共ニ而何程致追々貴様方申談之基ニ相成候様可被相整由之矣

と従来でも佐嘉藩内各私領で「内製之産物」を作つて江戸大阪に売出して収入の助けにすることが行はれていたが、更に大がかりに何か特別に利益のある殖産興業を行うよう奨励し、藩財政窮乏の時にも拘らず、若し必要ならば藩から補助を出すことまで云つていたのである(資料二)。ここに何か藩の専売制を行つて慢性化した藩財政の窮乏を補うべきものを発見しようとする動きが見られるのである。即ち財政危機打開のためには、生産物地代の確保のみにたよらず、他に藩自身が商品生産を行つて財政収入の道を得ようとする努力が見られるのである。佐嘉藩が陶器製造業を藩の独占企業としようとしたのもこの文化年間からであるとされている。(世界歴史事典22巻佐賀藩)

然しこの文化十一年の大凶作は、佐嘉藩にとつては五千石の減収となり、もはや数年来支藩私領の財政欠乏に対する御手副(財政援助)も中止するのやむなきに至つた。然し郷村に対しては救助米も出さねばならなかつた。ところが佐嘉藩では藩主齋直の文化十二年の乗出、翌十三年の入部に備えてその費用捻出のため「非常の仕組」を立て、大阪の鋸屋次郎兵衛に江戸上方の廻米を引受けて貰いその利益を積立てることにしたのであつ

たが、その翌年から米価が下落し、利益金どころか年々の不足分は鋳屋の新出銀で補つたために、借銀は増大しており、この文化十一年には鋳屋は約束通り廻米を送らねば明春の参勤の費用の借銀は調えないと言ひ出したのである。郷村への救米と大阪への廻米の捻出に万策尽きた藩では遂に、同じ十二月「役々御手当米加米其外諸筋共に増部引減少被仰付儀ニ候近年御手当米を初式歩減相成諸役難渋半弥ケ上右之通ニ而者猶更相動り兼可申氣之毒千万ニ候得共」とのべ、今までも手当米・役米・定飯米・合力米等は部引して正常に渡していなかつたにも拘らず、更にこの上部引して渡すことにしたのである。そしてこの時の増部引の内容は次の通りである。

#### 覚

一、御手当米是迄本高之八部渡ニ候処今又忝部被相減七部渡ニ被仰付候矣

一、役米加米五石以上八式部七合渡ニ候処式部四合渡ニ被仰付候事

一、役米加米御合力米五石以下者四分半渡ニ候処四部渡被仰付候矣

一、定飯米同飯米取り高々忝部相減九部渡之事

附普請男飯米も同断之矣

一、御合力銀米共一統七部渡之矣

一、諸役所筆紙墨渡方は迄之御定前方忝部減根据之矣

戊十二月

そしてこれを実行するに当つて「各も猶又千辛万苦精勤於有之者鋳屋も詛而此御方之義者深切心配罷在義ニ候」とのべており、最早や大名権力も高利貸資本の融資を受けつづけるためには、用達商人の感情まで気にかけて、「千辛万苦」の悲惨な生活に耐えなければならなかつたのである。

(以上何れも資料二)従つてこの様な状況にあつたので、諸役所の諸経費について同月、乞箸の銀米高の取扱、筆紙墨油等の消費、修理・普請の深重、河川工事経費の見積、夫丸の遣方の吟味等について経費節減の方法をよく考慮するよう指示を与えている(資料二)。前述の様にこの文化十一

年は大凶作で米不足となつたので米穀の他領への売出しを禁じたけれども、「間ニ者抜け／＼運出」すものがあるので翌十二年正月には一層厳しく取締るように命じている(資料二)。大凶作は当然物価にも大きな影響を与え、この頃金銀米の直段が非常に高くなり、諸商人はこの高価を理由に諸物価を法外の値段で売るようになって物価は非常に上昇していた。そこで佐嘉藩では藩権力を以て強制的に物価を引下げたけれども効果なく、諸物価は一層高くなつていく。文化十二年十二月になつて佐嘉藩二丸請役所は、諸物価の高値は「一躰之風俗にも相懸り不宜」といい歳暮を迎えてこのままでは諸人難渋するとして「諸色之直段屹度引下ケ相当之致売方候様」と別当庄屋其外役々の者に取締るよう重ねて命じている(資料一)。然るに翌文化十三年九月には又々凶作の見通しが濃くなり、藩ではこの年の大阪廻米の確保をはかるため、佐嘉藩内三家の公務料や急銀御入用の売米の外は、藩持米の領外への津出しを禁止せねばならなかつた(資料一)。このような大凶作による米穀の不足・諸物価の高騰は、藩財政の窮乏と相俟つて家中・百姓共に生活困窮に迫らむことになり、貧困者の統出が非常に目立つて来た。藩ではこれを救済するため同月「飢饉御救用御備米御仕法」と云うのを作つている(資料二)。これは藩に救助米を貯えておき、これを月々部の増米の割合で困窮者に貸付けるようにしたものである。この頃の佐嘉藩内の困窮状況は、「御領内郷村貧窮之者多間ニ者竈を倒し飢寒に迫候躰之もの共」がある状態であつたので、藩内各支藩私領で御救米と云うのを出していたが、その貸出の条件、石高等については、郷村の難渋の度合・状況其他によつて実態はまちまちであり、返却方法についても「年賦又者部通返上或者出捨御猶余」等と永年の郷村との取引とか種々の因習關係に左右されて不公平があつたりした。そこで佐嘉藩ではこの年十一月

十日に、今まで貸出した救米はこの秋から一律に貳拾ケ年賦で取立てるよ  
うに命じている。(資料一)

上述の様に藩では何度も御仕組を立てたり、種々の其場凌ぎの政策をと  
つてどうにかやつて来たけれども、文化四年八月になつて又々參觀交替の  
費用の捻出に困らねばならなかつた。そこで仕方なく又も「御領中一統人  
別に定銀四匁ツツ被相掛候」と藩内から定銀四匁つつの人別銀徴収を行つ  
たのである(資料二)。

佐嘉藩内の財政窮乏が慢性化しているとはいいながら、いかに深刻な財  
政上の危機にあつたかは、文化十四年十月廿日の次の触書(資料二)を見  
ることによつてうかがう事が出来る。即ちこれまで藩では上述の通りいろ  
いろと窮乏打開のため努力を行つて来たのであつたが、この頃既に大阪の  
鋳屋から借りた借財が「鋳屋新出を以押し相整此七八ケ年之間同人調銀既  
に三千貫目にも相及候」と言つている様に、文化八年銀二千貫であつた鋳  
屋からの借財が既に三千貫にも達していたのであつた。而も

大阪表取引筋年々不足打重到去秋当春ニ大摺之御明目ニ相成登銀前既二千貫目ニも  
相及殊ニ当夏場米買入を以差登候処到而米性愚敷有之たる由將又去秋己米鋳屋借下  
船積込段々大延引数ケ月為致滞船其上一艘向者当春中津着岸之儘今以積出不致出来  
旁不埒不取斗之次第鋳屋ニも甚相埒り罷在候

と予想外の手違いばかり重なり、借金先の商人鋳屋の気嫌を損ねたりして、  
この頃の藩の苦しい立場を

然時者反的御公務方差文何等之御無興致出来哉も難斗誠以諸方土崩瓦解之勢相顕去  
与者寒心恐懼不過之

と言つており、ここで遂に最後の手段として家中の切米について

大阪表前件之詰り合ニ而可也ニも御廻米無之而不相叶何分御米操出来兼ニ付当秋之

処寄部丈被相渡其余ハ被御借揚儀ニ候

と大阪への廻米の米繰りがつかぬため、忝部だけ渡してその余は借上げと  
云う極端な非常手段をとらざるを得ない羽目に迫込まれたのであつた。そ  
うする以上は家中の困窮は勿論覚悟の上であつたが、これ以外には方法も  
考えつかなくなつたのである。そして家中の動揺を押えるため、決してこの  
ままにすますのではなく、段々と指繰をして、元通りに渡すからと断わつ  
ているのである。(資料二)

以上の文化年間の諸種の触書によつて見て来た通り、佐嘉藩としては、  
財政破綻をさけるために、或は何回か財政建直しのために御仕組を立て、  
或は質素節約を命じて凶作に備え、或は諸手当米の部引渡、或は人別銭の  
賦課・救助米の製の整備・諸物価の統制・殖産興業等、最後には家中の切  
米の借揚げを行つてまで急場を凌ぐ等、あらゆる努力をして来た有様は全  
く涙ぐましいものであつた。然しこの様な一時凌ぎの手段を以てしては、  
領主財政の瓦解への流れは阻むことが出来なかつたのである。

即ち文化十四年には財政の困窮から參觀交替が日延べされ、翌文政元年  
には大旱魃、文政二年には江戸桜田の鍋島屋敷の類焼等を経て藩財政益々  
窮乏し、遂に文政四年には大阪よりの借銀方破綻し、同六年には財政再建  
への努力もその甲斐なき為藩の重臣達は辞職を願出ている。同八年になる  
と遂に藩主の内邸の財政が破綻し、有田権之允・納富十右衛門の家来が切  
腹すると云う様な事態にまで発展しているのである。又文政十年には献金  
勧誘所を設けて家臣の献金の勧誘を行っている。藩財政窮乏による文政年  
間の米管・金銀預等の紙幣・米切手の乱発は、藩のこの交換率取締の幾多  
の触書(佐嘉藩諸達並触達五)にも拘らず、この様な財政破綻への傾向に一  
層拍車をかけていたのである。

そして天保年間に入つて本藩内にかの均田制を実施することによつてようやく財政を持ち直すことが出来たのであつた。

以上見て来た様な文化年間に藩財政窮乏に対して行つた一連の政策は、幕府に於ても他の諸藩に於ても同じ様に行つた類型的・常套的な政策には違いないが、その窮乏に追込まれた原因については、この藩の場合には、総知行高三十五万七千石のうち、多数の支藩私領に分割配分した地方知行制により本藩の勝手元に残つたものが約七万石位しかなかつたこと（世界歴史事典 8 佐賀藩、歴史学研究一九八藤野保氏「佐賀藩における知行地の存在形態」第二表）及びこの藩が他藩同様参覲交替を行つた他に、鍋島勝茂の時、寛永十九年三月以降長崎湊口警備の任を背負わされたこと（寛政重修諸家譜第五輯鍋島家、其他）の二つがこの藩の最も特色ある原因となつていたのである。

(二)

以上述べて来た様な佐嘉藩内の財政破綻への時流の中にあつて、佐嘉本藩がその喰止めのために出した指令に基づき、各支藩私領ではその都度財政立直しの為の「御仕組帳」なるものが作られ、それを実行しようとする非常な努力が行われたのであつた。その一つがここに掲げようとする「文政貳年卯秋御勝手方御仕組帳」なのである。従つてこれは何度も計画され失敗した藩財政建直しの御仕組中の一つである。所がこの計画書によつてはからずも年貢として百姓から領主に取立てられた地米が、どの様に領主の財政として消費されたかを知る事が出来るのである。

この「御仕組帳」が作られた前年即ち文政元年は、佐嘉藩領内一帯が大干魃であつた年で、其の上多久領では同年の「御勝手方日記」によると、

八月七日から同九日迄の大雨で洪水となり、その被害状況は

小城郡

- 一、川土井切渡白ヶ所余凡間数千貳百間余
- 一、落橋六ヶ所
- 一、泥下扱又洗剝二相成及損毛候田數凡七拾丁余
- 一、粟元而麦木残右同畝方凡拾五丁余

杵嶋郡

- 一、汐土井切渡拾五ヶ所間數凡百三拾間余
- 一、河土井切渡七ヶ所間數凡三拾間
- 一、落橋五ヶ所
- 一、洗剝泥下二相成及損毛候田凡三拾丁余
- 一、粟元而麦木残右同畝方凡三丁余

と報告されていて、その結果は地米の収穫にも相当の影響を及ぼしたと思われる。今この年の蔵入方の落米と翌年の落米とを比べて見ると、

(第二表)

年代	文政元年(一八一八)	文政二年(一八一九)
資 料	寅暮御物成ノ帖	御勝手方御仕組帖
春 落 米	六九七・一〇〇三四	七一八・九六七三三
秋 落 米	四三八・一八七六九	三六〇・六七八七八
ノ 落 米	一一三五・二八八〇三	一〇七九・六四六一一

となつていて、洪水のあつた文政元年の方が落米は遙かに約五十六石も多かった訳である。文政元年のこの様な地米の減収に加えて、「文政二年卯辰八月迄 役所日記」の文政二年九月二十二日の条に

去々秋御参勤之末御不例ニ付被遊御滞府候外御療養方其外過分之御入用ニ而地行之上何分調達等相候訳を以去秋ノ献金被相懸当秋之儀右之割合部掛段取を以差上高



定銀八拾八貫目左書載之通差上ニ相成候様於相統方御頭人御聞届ニ相グト条此段筋々可被傳達候

- 一、御親類御家老監物迄石ニ付定銀九分三厘
  - 一、千石以下貳百石迄右ニ付定銀八分
  - 一、貳百石以下五拾石迄石ニ付定銀五分三厘
  - 一、五拾石以下三拾石迄石ニ付定銀壹分八厘
  - 一、三拾石以下貳拾石迄石ニ付定銀九厘
  - 一、貳拾石以下侍手明鋪迄石ニ付定銀四厘四毛
  - 一、御陸新御歩行諸職人大工棟梁足輕小道具御船手迄石ニ付定銀四厘四毛
- 御蔵方
- 卯九月

とあつて、佐嘉藩主鑄島齊直文化十四年江戸へ参勤した時病氣となり、療養費其外に非常な出費をなし、財政がどうにもならぬため、文政元年から多久領へも上述の通り献金がかかつて来たことが出ていたのである。所が同日記によれば十月九日には例年かけられている御馳走米が左の通りかけられて来た。

当秋御馳走米割合左之通

- 一、御親類御家老監物殿迄（勤者三部）  
休息者三部 貳合壹夕
- 一、千石以下三百石迄（勤者貳部 貳合壹夕）  
休息者三部 貳合壹夕
- 一、三百石以下貳百石迄（勤者一部 八合）  
休息者貳部 八合
- 一、貳百石以下百五拾石迄（勤者壹部 三合九夕）  
休息者貳部 三合九夕
- 一、百五拾石以下百石迄（勤者壹部）  
休息者壹部
- 一、百石方五拾石之間（勤者六合）  
休息者壹部 六合
- 一、五拾石（勤者五合）  
休息者壹部 五合
- 一、五拾石以下三拾石迄（勤者三合）  
休息者七合八夕
- 一、貳拾石以下 勤休息無八夕六札
- 一、貳拾石以下拾五石迄手明鋪 勤休息無八夕

- 一、拾五石以下手明鋪 勤休息無五夕三札
- 一、御歩行新歩行 右者四勺六札
- 一、三拾石以下拾五石迄諸職人大工棟梁御船頭 右者七夕三札
- 一、拾五石以下諸職人大工棟梁五石五斗足輕小道具御船手迄 右共四夕六札
- 一、幼少長病五拾石以下休息御馳走米之上半部増指上候事

この御馳走米は佐嘉本藩の御勝手方に納める馳走米であり、本藩の経済を維持するに必要なものでこれを怠るわけにゆかない基本的な負担米である（歴史学研究一九八藤野保氏「佐賀藩における知行地の存在形態」二二頁註19）。

然し本藩から命じてくる御馳走米の賦課率は年によって多少変化していたそしてこの率は兎に角知行する地米高に対して賦課されたものには違いがないが、果して正確には何を基準としていたかは後述の如く疑問がある。

この様に家臣にとつては毎年かかつて来る領主に対する出来（後述の如くこの年は知行高切米高の七部半）の他に献金・御馳走米のためにその生活も非常に苦しくなつていて、八方借財に腐心していただろう事も想像に難くない。即ち同日記の十月二十二日の条には、

- 一、犬塚半左衛門儀近年内証方差支諸色上筋差明候付他借等之法弁被仕候得共一向不相叶旨依之容易ニ難被相願候得共半左衛門知行之内壹石式斗分を野口太郎兵衛御扶持米同石数と替合之儀内証双方申談別紙を以被相願候右容易ニ難被指免候得共内証及逼迫諸色上指明居右替合助力を以被相納候節者前方も被指免候類例有之候得者願之通右替合可指免歟被相同候処其通被仰出候事

という記録が出ていて、家臣の家計の困窮を理由に平素に於ては許されなかつた家臣の間での知行取と扶持米取の間の一部俸録の交換が許されているのを見ても、よくその窮乏の状況が理解されるのである。

「文政二年卯秋 御勝手方御仕組控帳」はこの様な行詰つた社会的背景の中にあつて、本藩の指令にもとずき多久領内財政立直しの為に、三ヶ年計

画を立てたものであつて、文政二年の多久領内に於ける総借銀高銀百拾四貫五百五拾九匁分七厘の内、この年の支払不足高が六拾四貫四百八拾三匁五厘であるのを、その翌年には五拾四貫百七拾匁六分七厘に減らし、三年目には三拾九貫四百九拾四匁九分六厘に減少させる計画を以て作成されたものである。従つて、この帳面には、其歳の間に使用すべき石高及びその使途を克明に記入してあるので、これによつて収納された地米が藩の財政として如何に使用されたか、その梗概を知る事が出来る。然しこれはあくまで計画案であつて、実際には全部がこの通りに実行出来た訳ではない。又この計画通り寸分違わず行かせるのも不可能と言わなければならない。果してこの計画によつてどれだけの効果があつたかは分らない。然し思わぬ出費が掛つて来ている。それはこの計画と喰違つた所は、朱筆を以て実際に使用した額が横に添加記入してあるのによつて分るのである。そこでこの地米消費の内訳を表にあらわして見ると次の通りである。尚朱筆を以て書添えられた計画通りでなかつた分についての石高、銀高はこの表では備考の欄に（ ）の中に書加えて置いた。資料の原本では書下しにしてあるのを、この表ではその順序のまま、収入を上段に、支出の部分は下段に書き分け、決算した所を縦線で区切り、一部決算の所は夫々に応じた縦線で区切つた。即ち第三表がこれである。

最初に出ている六五八七石云々は、文政二年に於ける蔵入方の収納予定地米であつて、先にかかげた第一表の弘化三年の六三〇二石云々に相当するものであり、前掲論文の九三頁の表でいえば嘉永三年の各村総計の予定地米六五四九石云々に相当するものである。そしてこの年の収納予定地米のうちから春六月に田に植付けた状況に応じて免ぜられる計画であつた春落米（これは毎年春六月に作成される「春御本方田畑居附目安」という帖面にかゝれ

ている各村毎に免ぜられる落米の総計に相当するものである。）が第三行の七四九石云々である。然しこの帳面は先にも述べた様に三年計画の予定表なので実際にこの年かけられた春落米は原本に朱筆で書かれているもの、即ちこの表では備考欄の（ ）内に書かれている七一八石云々が実際に免ぜられた各村の春落米の総計となつているのである。秋の収穫量に従つて免ぜられる秋落米の計画量（これは毎年十二月に作成される「暮物成帳」という帳面にかゝれている各村毎に免ぜらるべき落米の総計に相当するものである。）が第四行の五三〇石云々である。その下の（ ）内の三六〇石云々が実際にこの年免ぜられた蔵入方の秋落米の総計である。次に第七行の六ノ口米と言ふのは、口米とは一般に代官役所の財政を維持するための税米をいうが（日本経済史辞典口米の項）、この頃佐嘉藩内には代官が六ヶ所に置かれていたらしいのでその六ヶ所の代官役所の維持に当ると云う名目で取り立てた税米と思われる。この代官所の数については、「小城郡誌」七三頁によると「佐賀の本藩では享和元年大庄屋を廃し村方在住の代官所において民治に当らしむることになつた。（中略）天保後の代官所は皿山・諫早・横辺田・上佐賀・市武・川副の六ヶ所であつた。」と言つており、「佐賀県農地改革史」『鍋島直正公伝』小野武夫氏の「旧佐賀藩均田制度」には天保以後上佐賀・与賀・神崎・三根養父・白石・横辺田・皿山の七ヶ所といつていようで（歴史学研究一九八藤野保氏前掲論文二六頁註1）、どちらが妥当であるかは別として文政二年の第三表の「六ノ口米」とあるのは恐らくこの頃の代官所の数を示しているのではないかと思う。或は単に諸種の口米が六種類あつて、これを統一して六ノ口米と称したのかも知れない。又享保元年に本藩に於て大庄屋が廃止されたから代官所が置かれたのではなく、代官所はそれ以前から置かれていた。即ち宝暦十一年九月の触書

(「佐嘉藩諸談」郡内定九州文化史研究所写本)によると次の通八ヶ所ある。

(前略)

宝曆十一年巳九月朔日

本府鍋島両山内上佐嘉土下	御黒印
中佐嘉三根養父	代官
与賀上下巨勢郷	代官
神崎嘉瀬郷	代官
白石四郷	代官
川副三郷	代官
諫早七浦新庄晴気	代官
横辺田伊万里有田橋下郷	代官

となつてゐる。

その次の行の見掛米と言ふのは、はつきりとした内容は分らない。第九行の「御家中出米七部半にメ」とある四四二七石云々と云ふのは配分方

(知行取)の家臣の取分の綜合地米(第一表でいへば三六八八石余)の中から

この年領主へ出米すべき七部半と、更に領主が切米取の家臣へ与えるべき總計二二三八石余(一三行目)の中の領主への出米七部半とを合せたものであると思われる。この計算で算出して見ると四四四五石余となりやや近い石高となる。この出米の率は年によつて異つておりこの時は七部半とな

つてゐるが、この率がこの御仕組を立てたためにこの様に多く賦課されたものか、藩財政窮乏のためにこの頃はこの率が慣例化していたものであるか又は領主負担の御馳走米が家臣の出米の上に転稼されたものであるかは更に研究を要するが、天明六年の「茂隣公御代仰出之廉々并吟味之上被

相極候一通控」の中で、新しく録高の加増・加米を受け又は切米を地方に切換えられた者の領主に対する御礼進上物の取納方を定めた規定の中に

五部以上出米之節は、乾金宝銀之書載目録相整五部之下出米年ハ金何程与書載可相

調由延享三年寅二月九日檢 仰出候

とあり五部以上出米の年と五部以下出米の年とは、御礼進上の仕方が異つており、出米の率は地米の五部が出米に対する考の一応の標準となつてゐたと考えられる。

十二行目に御馳走米が三九九〇石余あり、これが四部にメとなつてゐるので、御馳走米の賦課された元高を算出すると九九七六石余となり、この高に対して四部の御馳走米がかけられたことになる。然しこの高が十行目の九八四四石と大分相違があるので、蔵入方実收地米高と家中出米高とを合せた高に対しての賦課ではないことは明らかである。それでは何に對して賦課されたのであろうか、最も妥当と考えられるのは、第一表に掲げた弘化三年の表によると、蔵入方と配分方との地米高を合せると九九九〇石余となり、これが最も近いように思う。賦課率が四部にメとなつてゐるのは、この年十月九日の本藩よりの指令(本章に前掲の資料)によるもので、この年は多久領主は休息中であつたのであろう。

結局多久領の總知行高二万一千石(藤野保氏前掲論文第二表)のこの年の領主財政を賄う実収入は九千八百四十四石余となり、そのうち四〇%即ち三千九百九十石余が佐嘉本藩へ御馳走米として納められ、又二三%二千二百三十八石余が切米取の俸祿となつたのである。そして実収入の二八%即ち二千八百二十二石余が領主の家計と領内の諸政を賄うに過ぎなかつたのである。財政建直しの為に三ヶ年計画でこの御仕組帳をこしらえた上は、計画した数字通りに実行するようあらゆる努力をしたに違いない。然しそれにも抱らずここに掲げた表をずつと見て行くと思わぬ経費がかさみ、支出面に於て殆んどその大部分が計画の数字を遙かに凌駕してゐる。この表にのせられてゐる部分は第一年目の計画をのせてあるのであるが、第二年第

三年の部分を見ても丹念に細かい数字まで計算して一々書きつけられているのである。処が第一年目は計画数字の横に実際の数字が朱書してあるのに、第二年目第三年目には全然書き込まれていない。即ち折角三年計画で

財政の建て直しを策したにも抱らず、それを実行して見て如何に計画通り行い得ないかを知り放棄したものであると断定せざるを得ない。即ちこの予算計画は、手当米・役米・定飯米合力米については前節の文化十一年十

二月の触達、献金・御馳走米については文政元年の指令にもとずいて作られたものであつた。多久領ではこれを忠実に実行しようと努力したにも拘らず、連年に亘る大損毛は、この表の四九行目にあるように、三百十三石余の計画以外の諸村御救田起米を放出すべく余儀なくされたのである。然し尤も前年度までに放出された分は三〇七石余が取納められている（二四

二行目）。この他会所（多久領の役所）では御積井料米七三石余が一六七石余と思わぬ出費がかさんでいる（六十七行目）。然しこの計画が如何に実行困難であつたかは銀方の出費を見ることによつて一層はつきりとするのである。それは御納戸方御積前の銀九七四匁の計画が四貫三六五匁に（九二行

目）、御台所御積前五二七匁が四貫六〇〇匁余に（九三行目）裏小屋方渡の六二四匁が十二貫四七匁に増加している（九五行目）。更に最も致命的な打撃となつたのは銀方の総出費が九七貫六三一匁と計画していたのに、佐嘉

本藩へ五八貫一三五匁も多く献金しなければならなかつたことである（一三〇行目）。前述したように佐嘉本藩より献金八拾八貫目を命令して来たのがこの年の九月二十二日の事であり、この「御勝手方御仕組帳」にはこの

献金が銀拾九貫余しか仕組まれていなかつた（二五九行目）所を見ると、この計画が立案されたのが、それ以前のことであり、多久領では前年度にかけられた献金を基準にしおり、この年はこれ程かかつて来るとは全く予期

していなかつたのである。これがこの計画遂行を最も困難にさせた最大の原因となつたのではなからうか。多久領のみの財政窮乏の上に更に本藩の財政欠乏の負担までが予期出来ない程にかぶさつて来るのである。

一年限りでこの計画を放棄してしまつた事情を考える時、最早や領主の財政は如何なる計画を以てしても食止める事が出来ないどたん場の所まで来ていたと考えられるのである。

以上の表によつて蔵入方配分方の地米は御勝手方に収納されて、領主財政の大部分を賄うものであることが分り、又巡見方地改方の地米（二三八行目）及武具方の地米（二四七行目）等は藩財政を賄う為には使用されないが矢張り御勝手方に収納され領主財政の補助的な役割を果していることが分る。

かくして収納された地米の消費についてその全貌をつかみ得た訳であるが、ここにまだ未解決の問題が残されている。即ち小物成方に収納された千石を越える地米の行方である。この様に小物成方についてはその勘定は弘化三年の「諸村蔵入配分方石寄帳」からも、又文政二年の「御勝手方御仕組控帳」からも除外されていて、小物成方より三百五拾石の御勝手方への

加勢米（第三表一四六行目）の他は全くその用途を知るべき資料がなかつたのである。処が寛政二年の「御小物成方役所控」の十月の所を見ると、御小物成方銭米出入凡積差というのがあつて、これを見ることによつてその

解決がつくのである。これは後に表にして載せるが、何故にかく小物成方のみが会計が別途となつて居たのであろうか、ここに考え合はれることは「南肥秘聞」に載せられた次の記載である。この「南肥秘聞」というのは

天保三年頃のものであつて、文字通り佐嘉藩が肥後熊本藩に於ける行政組織を秘かにさぐらせて聞き得た事を書き記したものであるが、その記載

には

小物成分

一 忠利公御代より御軍用之御貯ニ而他之御役人江者知セ不申候様堅被仰付居候処堀平太左衛門勝名大御奉行被仰付候御迄者何之比方忽ニ相成候哉手寄々々願ニよつて拝借も容易ニ成行又者御本方御不足ニ付追々余斗之米銀払替ニ相成剥返弁も相滞到而御手薄有之候付平太左衛門儀嚴密ニ仕法相立候事

一、小物成方者御本方物成之外從前之納リ之積有之候を以ふやし之仕法も以前が段々有之御軍用之御備と被成置候御郡頭有之候時其局者御奉行ニ附屬するといへども金銀米錢之事者御奉行ニ伺候積々大御奉行御勝手方上軍ニ直ニ相伺候積ニ大低究リ有之候不慮之御備銀高御青印奉請候御帖者御郡頭當時者右御聞之根取が大御奉行御勝手方上軍之外者相軍不申候尤御勝手向御差支ニ付御小物成方納之内亨和三年の四千五百御本方ニ引渡相成今以毎歲御加勢ニ相成引戻出来兼申候事

一、御米銀數量等共態と顕し不申候事

とあつてそもその始まりは、少くとも熊本藩の場合にはこれが軍用資金として貯えられたものであつた。佐賀本藩でも藩祖が小物成方の徴収銀は軍用金とすることを定めたと鍋島直正公一代記にあり、又鍋島直正は長崎の防備、製艦等に要した巨万の軍用金は小物成方の貯蓄金から支出したといわれている(西村謙三、鍋島直正公一代記) 財政窮乏の時代が来れば、この莫大な資金に目を付けないと云う筈がなく、何時の間にかこれが使用されるものになつてしまつたのではなからうか。多久家の場合に於ても會計が別途になつてゐる所から見て恐らくこれをまねたのではないかと思ふ。では次に寛政二年の「小物成方役所控」の資料によつてその使途を表にして見ることにする。即ち第四表がこれである。

この表での最終の行の五〇〇石の御本方への御加勢米と言うのは、二十九年後の文政二年の御勝手方御仕組帳第三表では一四六行目の様に三五〇石に減少している。

この表のうち四十八行目の「諸役料米御積帳面前」の石高はこの寛政二年には三十四石七斗五升であつたのが、ずつと後の安政五年には二十九石四斗二升と変化している事が安政五年九月の「御小物成方諸役料米帳」によつて知られる。今その諸役料米がどの様に分配使用されたかを理解するために次にその資料を掲げる。寛政二年に於てもその内容は殊んど変りがないと思ふ。農村支配機構を知る一端ともなるので原文のまま掲げる。

(表紙ウハ書)

「安政五年午九月

御小物成方諸役料米帳」

米五石四斗	中西 喜平次
〃 貳石七斗	鶴田 十郎兵衛
〃 貳石七斗	袋 新左衛門
〃 貳石七斗	川原 謙 二
〃 貳石七斗	石井 又兵衛
〃 貳石七斗	南里 莊左衛門
〃 貳石七斗	下村 五兵太
〃 壹石七斗	久家 猪 牛
〃 壹石七斗	山田 水左衛門
〃 壹石七斗	古賀 儀右衛門
〃 三斗	(吉十 善左衛門)
〃 貳斗	花祭村 檢役 忠太郎
〃 壹斗	山口村 右同断 権六
〃 壹斗	新山口村 山留 右同 与吉
〃 壹斗五升	砥川村 山留 利兵衛
〃 壹斗	羽佐間村 山留 源蔵
〃 四斗	西原村 右同 岩左衛門
〃 貳斗	東ノ原村 右同 栄次郎
〃 壹斗	大崎村 筈役 山留 兼 徳次郎

一 米壹斗 高木川内村山留 藤吉  
 一 〃壹斗 同村右同断 藤四郎  
 一 〃貳斗 藤川内村右同 喜右衛門  
 一 〃壹斗 大崎村右同御旗方下見兼 恒助  
 一 〃五升 燒米村御旗方下見村山留兼 儀三郎  
 一 〃壹斗 宮下村山留 秀十  
 一 〃壹斗 土橋村右同断 助右衛門  
 一 〃七升 笹原村右同断 孫右衛門  
 一 〃壹斗 山口村裏山右同断 岩次郎  
 一 〃七升 平野村右同断 岩藏  
 一 〃八升 石原村右同断 久太郎  
 〆 米式拾九石四斗式升  
 右之通可被相渡候以上

午 九月

多久彦 左衛門



又五十行目の「諸村庄屋渡其外村山留渡定米帳面まへ」というのは、この寛政二年は二十一石二斗七升となつてゐるが嘉永六年九月の「御小物成方定米帳」によると式拾式石四斗四升壹合七勺六札となつていて石高に於ては殆んど変化してゐない。その内容は次の如きものである。これも農村構造を知るにも役立つので原形のまま掲げる。

(表紙ウハ書)

「嘉永六年丑九月

御小物成方定米帳」

一 米八升 女山村庄屋渡筆紙墨料  
 一 〃貳斗三升 板屋村渡り  
 米 五升 二重名  
 〃 六升 板屋東西名

米 三升  
 〃 四斗  
 〃 五升

原名  
 八久保名  
 船山名

一 米六升  
 一 〃四斗式升五合  
 一 〃四斗  
 一 〃式斗  
 一 〃七升  
 一 〃四斗式升五合  
 一 〃七升  
 一 〃九斗  
 一 〃七升五合  
 一 〃式斗  
 一 〃四斗式升五合  
 一 〃壹斗  
 一 〃式斗  
 一 〃三斗七升五合  
 一 〃三升  
 一 〃三斗三升  
 一 〃四合三勺六札  
 一 〃四斗五升  
 一 〃九斗五升  
 一 〃三斗五升  
 一 〃式斗  
 一 〃壹斗  
 一 〃四斗八升五合  
 一 〃五斗

板屋村渡筆紙墨料  
 同村散使渡り  
 同村渡白仁田右同断  
 藤ノ川内村庄屋料米  
 同村渡筆紙墨料  
 同村渡散使屋敷除  
 同村渡御藏床除  
 同村渡巡見方二付上り地米六斗七升分加米  
 壹斗八升入テ  
 同村渡散使料米  
 多久町別当渡料米  
 同町渡散使料并屋敷除テ  
 同町渡筆紙墨料  
 同町室庄屋渡り  
 同町横目料米  
 同町渡白仁田取立方屋敷同断  
 横柴折庄屋渡料米  
 同村渡御藏床除  
 同村渡散使料米  
 同村渡横目料米  
 同村渡筋頭料米  
 同村渡筆紙墨料  
 同村渡筆紙墨料  
 小侍村渡庄屋料米  
 同村渡筆紙墨料  
 同村渡散使料米  
 多久原村渡筆紙墨料  
 散使料米

- 〃六斗式升五合
  - 〃武石七斗
  - 〃壹斗式升六合四夕
  - 〃壹石七斗八升
  - 〃式升五合
  - 〃壹石四斗
  - 〃武斗壹升
  - 〃五斗
  - 〃六升
  - 〃七斗七升五合
  - 〃壹斗
  - 〃壹斗
  - 〃五升
  - 〃武斗
  - 〃三石式斗五升壹合
  - 〃七升
  - 〃武斗
  - 〃壹石壹斗式升五夕八札
  - 〃五升
  - 〃五升
  - 〃八升
  - 〃三斗
  - 〃五升
  - 〃五升
  - 〃壹斗
  - 〃五斗三升四合四夕武札
  - 〃五升
- 下多久村渡庄屋料米  
同村渡散使料米  
羽佐間村渡筆紙墨料  
同村渡庄屋料米  
同村渡御蔵床除  
同村渡横目散使料米  
同村渡御山物成方取立並同宿  
別府町宝蔵寺古賀宿渡り  
長尾村庄屋渡橋畑新開被差免度存候得共本  
畑口米揚斗被渡下候筋  
長尾村渡御蔵床除  
同村渡筆紙墨料  
牟田辺村渡庄屋料米  
西山村渡右同断  
桐野村渡右同断  
高木川内村渡同断  
花祭村渡右同断  
同村渡御蔵床除  
同村渡散使料米  
別府村渡庄屋料米享和元年子ノ暮宝蔵寺御  
小物成ニ相加候等ニ付  
納所村渡御用櫃蔵床除  
同村渡庄屋料米  
納所村渡右ハ苗床除  
別府町別当料米  
松瀬村渡庄屋料米  
大崎村渡大副権現井薬師森  
五ヶ所御祭料  
同村渡馬神権現右同断  
砥川村渡但シ御上前揚米御内証地米不足分  
之右過米武石七斗四升壹合六夕ニ相定口米  
御小物成方ニ付被渡下候筋  
山口村渡庄屋料米

- 一 〃壹斗
  - 一 一米五升
  - 一 〃五升
  - 一 〃壹升
- 〃米式拾武石四斗四升壹合七夕六札  
右之通可被相渡候以上  
今里村渡右同断  
下鶴渡右同断  
裏納所村渡右同断  
宮下村渡白仁田観音祭用

丑九月 瀬田八左衛門



今まで掲げて来た資料によつて、農民から領主へ取立てられた地米が多久領に於ける場合どの様に振り当てられて、どんな事にとの様な割合で消費されていたか略々察しがつくのではなからうか。尤も以上掲げた資料はその消費の事由に重きを置いたので、一応時代のずれによつて生ずる石高及び銀高の違いは問題外としたのである。

文政二年の「御勝手方御仕組控帳」によつて分る様に、この頃から多久領は借銀に悩まされているが、これについては、天保九年頃の多久領の借銀の様子を知るべき資料として、天保九年戌九月の「御借銀根帳」と云うのがあり、これは紙数六十枚位で、多久領が江戸大阪はじめ各地の商人から借銀した様子が商人別に借銀先・借銀高・年々返済の次第が年を追つて書込まれている。これは多久領としての借財であるが、家中の侍銘の借銀については、「御家老方御声掛借財筋其外」と云う特殊なものが残存している。これは多久領の家老達が家臣の窮乏を見兼ねて八方借銀の調達に手を尽し、遂に領主の名を借りて佐嘉藩の御用達中島彦右衛門から二千両の借銀に成功した次第を、家老より領主へ報告した文面を最初に掲げ、この二千両のうちから多久領内の役所、或は家中の人々が借りた金額及び年々返済の状況を記入している。これには年代が書いてないけれども、中に記入されている人物及び干支等から天保十三年頃か安政元年頃のものである。

ろう。この資料も他の記録によつてよく調べれば年代も判明して家臣の生活困窮の状況を具体的に把握し得る貴重な資料である。

## 結

生産物地代の原則に立脚した藩財政が、農村に於ける商品経済の発展のために、都市生活による消費生活が増大し領主層の支出は非常に増加し、そのためにも領主財政は窮乏し、第一節のはじめに述べた様な訳で江戸末期に入つてからは領主財政は益々窮地に追込まれたのであつた。所が領主は未だ生産物地代の原則を固執し、消費の面を押えてその中から財政窮乏を救う道を得るに汲々として、土地から遊離した農民生産による商業利潤をとらえることを発見出来なかつた。そして各藩では領主財政建直のため、幾度か御仕組が繰返されていたのである。ここにかかげた「御勝手方御仕組帳」も、佐嘉藩が各支藩私領に何度も出した財政再建のための御仕組の触書に基づいて、多久領が懸命になつて計画した空しい努力の一つであつた。然しはからずもこの資料の存在によつて、農民からの年貢徴収を基盤としてなりたつ領主財政の消費の全貌をうかがうことが出来たのである。

以上拙稿は佐嘉藩多久領の「御勝手方御仕組帳」を中心に、第一節に於てこれが作られた時代的法令的背景をのべ、第二節ではこの御仕組帳によつて領主財政の使途を明らかにした次第である。

最後に資料閲覧に便宜を与えられた多久市立多久図書館に対して深く謝意を表す。





120	125	130	135	140	145	150	155	160
10,598,000	1,000,000	75,000	1,000,000	490,000	631,000	631,000	1,032,000	9,000,000
臨時銀凡当但拾三貫五百目之内御差分臨時御渡切式貫九百貳匁引	御駕籠御箱修理方凡当	於利尾様、金子千疋御手元と与有之御差遣筆之内半分丈被差遣候当但百疋二付七拾五匁金ニ	南目納所江筋井樋修理方当	桐野山渡護摩入具料錢四貫貳百五匁六分五厘之内半割八御手元被差出候残	大聖寺渡右同錢六貫三百拾六匁之内右同斷	草場鑄助渡定銀三枚代但學問秀才有之學館教授ニ被仰付置候処領中稽古人も日増致繁昌慮心能師弟和順之処右之通御外聞よく殊ニ他國が相奉札ニ罷越止宿をも致候様被聞召村内ニハ難渋も可有之義ニ付向々引無ニ被為拜領候筋	臨時御入増凡	（五八、一三三、六四獻金代）
（三七一、二〇六六〇）	巡見地改米凡ニ但秋落米凡引残米	御小物成段震出来米	夫料遣米残	右同斷御減入ニ付凡出来	田起御救古取納方其他取立当	古請山式部御免米之内寄部御引上ニ	新請山成見出来	御小物成方御加勢米
（二八、九八〇六八）	御余田有米二石五升掛巡見有米二石三升掛増口米	別府三分志久多町其外役庄屋御仕与方御益筋凡	諸村石掛米凡ニ	一六、四九六〇〇	九、〇五五〇八	四、二二五九八	御貸付方同	古取納方同
御獻金代米但正銀拾九貫六百八拾五匁九分五厘	代拾三匁替ニ	意一郎様御乗出方用ニ	御子様方御生長ニ付而御衣裳其他御臨時当	御小物成方御加勢米	御武具方同	社領方御貸付之内右同	俵之口米	御余田有米二石五升掛巡見有米二石三升掛増口米
（六〇、一七三二七）	（六四、七九六〇四）	（一六、四九六〇〇）	（九、〇五五〇八）	（四、二二五九八）	（二八、九八〇六八）	（六〇、一七三二七）	（六四、七九六〇四）	（一六、四九六〇〇）

(第四表) 小物成方收支予算表 寛政二年 御小物成方役所控による

5	10	15	20	25	30	35	40	50	55
4,400,000	6,000,000	2,300,000	2,500,000	2,775,000	4,000,000	8,000,000	1,000,000	1,084,500	771,331,100
内	内	内	内	内	内	内	内	内	外
燒米山割石御運上御取納前	松瀨山両所右同	大峯院白土右同	古賀津燒米津志久津岩崎津ノ四ヶ所川之口右同	南山草わち右同	松瀨山草わち右同	荒平山右同	船山右同	小侍釜屋右同但卷ヶ年六度焼立候当凡	横柴折村石炭運上御取納前
（四八三、九〇）	（二九、〇〇〇）	（二二、〇〇〇）	（一、三〇〇、〇〇〇）	（二〇〇、〇〇〇）	（二〇〇、〇〇〇）	（八五〇、〇〇〇）	（三、二二〇、〇〇〇）	（六、二二四、九〇）	（四八三、九〇）
御小物成所役者渡筆紙墨の代御積帳面まへ	檢見方渡筆紙墨代凡	勘定所渡右同凡	手男式人恩錢凡	御小物成所置替障子はり替其代凡	郷方御蔵修理方並堤々井垣八尺部当之節實錢凡	御用意方下錢用かまき代凡	櫛木養用す、み方其外日料錢迄凡	櫛木取日料實諸道具買凡	右錢斗ニ御用意方へ迄懸を以引合ニ相立候筋
但諸口米并夫料米入テ御取納高	但反口米入テ右同	諸村請山成右同	御本田新田地米ニ石卷升懸リ右同	諸村御救方利錢并志分払出迄入テ代米但向午之年迄入テ代米但向午之年迄志分払出之分ハ年々減ス	桃御運上来御取納高	諸筋新古年賦返上米御取納前但御家中出来之高下ニ依部切ニ相懸御取立候筋有之候へは何之年迄と書載可仕様無御座候事	御本田新田地米凡	御本田方春落米	御本方入御加勢米但御仕切年限間者差出筋也